

# 化学一圧取扱作業主任者技能講習申込書

※受講月を必ず記入して下さい。→

令和8年 月

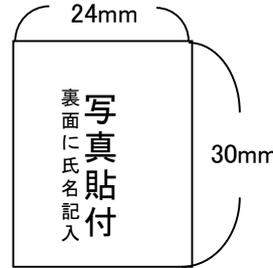
☆ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が責任を持って管理し本講習の的確な実施のためのみに利用させていただきます。

【注】受講者本人の自筆で記入し、氏名は戸籍届どおりに、楷書で書いて下さい。

ふりがな			
氏名	氏名		
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (有・無) ※有の場合は、戸籍謄本や住民票、運転免許証等の証明書が必要です。		
	併記を希望する氏名又は通称	ふりがな氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (才)		
現住所	〒		
勤務先事業場名			
所在地	〒		
連絡先電話番号	自宅	勤務地	
受講票の送り先	会社	自宅	○で囲む。※ご記入なき場合は自宅へ送付します。
連絡担当者	所属	氏名	
領収証宛先名称	(受講者又は振込名義人に限らせていただきます。)		

NO. \_\_\_\_\_

修了証貼付用写真1枚は氏名記入のうえ裏面をセロテープ等でかく添付してください



写真は上記の大きさで、正装・脱帽・無背景・上三分身であること。スピード写真ではがれたり、変色するものは、使用できません。

## 経験証明書

事務局長受講資格確認印

一般社団法人日本ボイラ協会千葉支部長 殿

上記の者は当事業場において下記のとおり化学設備(労働安全衛生法施行令第9条の3第1号)(配管を除く。)の取扱いの業務に従事したことを証明します。

- 入社年月日及び現在の所属、部、課名 1. \_\_\_\_\_
- 化学設備(装置)の種類(名称) 2. \_\_\_\_\_
- 危険物等の名称(施行令別表第一)による 3. \_\_\_\_\_
- 化学設備の取扱いに従事した期間

自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 年間

所在地

会社名

代表者職氏名

印

印

令和8年 月 日

振替申込請求書  
兼受領証(写し)

ATMでの振込は  
ご利用明細票の  
写

貼付欄

経験証明書に記載する「危険物の名称」は、下記の「労働安全衛生法施行令 第九条の三 別表第一」を参照願います。

#### 労働安全衛生法施行令

#### 第九条の三

法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 化学設備(別表第一に掲げる危険物(火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。)を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。)及びその附属設備

#### 別表第一 危険物(第一条、第六条、第九条の三関係)

- 一 爆発性の物
  1. ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の硝酸エステル類
  2. トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
  3. 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
  4. アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物
- 二 発火性の物
  1. 金属「リチウム」
  2. 金属「カリウム」
  3. 金属「ナトリウム」
  4. 黄りん
  5. 硫化りん
  6. 赤りん
  7. セルロイド類
  8. 炭化カルシウム(別名カーバイド)
  9. りん化石灰
  10. マグネシウム粉
  11. アルミニウム粉
  12. マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
  13. 亜ニチオン酸ナトリウム(別名ハイドロサルファイト)
- 三 酸化性の物
  1. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
  2. 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
  3. 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
  4. 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
  5. 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
  6. 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類
- 四 引火性の物
  1. エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が零下三〇度未満の物
  2. ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が零下三〇度以上零度未満の物
  3. メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル)その他の引火点が零度以上三〇度未満の物
  4. 燈油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸その他の引火点が三〇度以上六五度未満の物
- 五 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度一五度、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)